

非営利ボランティア団体「天空の里 いもい農場」会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、非営利ボランティア団体「天空の里 いもい農場」と称する。

(事務所)

第2条

本会は、主たる事務所を長野市に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条

本会は、

- (1) 農作業や野遊びを体験することで、自然を身近に感じ、子どもたちの「環境・農業・食べものを大切に思う気持ち」を育むこと。
- (2) 中山間地域と都市部の人々との交流を図ること。

(3) 中山間地域の森や農地の保全、食文化の継承・発展に繋がること。

を目的とする。

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

(1) 野菜を育て、穫れたてを食べる（食育）。残さを堆肥にして畑に還元してまた野菜を作る（環境）、一連の食農体験を軸に付随する活動。

(2) 食農体験の場を3世代交流の場とする活動。

(3) 地域（芋井地区住民自治協議会・長野市芋井支所・地元自治会）との協働活動。

(4) 援農ボランティアを地域に派遣し、営農のお手伝い。

(5) その他、目的を達成するための活動。

第3章 会員

(種別)

第5条

本会の会員は、次の3種とし、ボランティアでの参加とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した者で、個人及び団体。本人の意思により、運営スタッフを兼任する。

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、事業を賛助し、支援するために入会した個人及び団体。

(3) 一般会員

本会の趣旨に賛同し、活動に参加するために入会した個人及び団体。

(入会・退会)

第6条

会員の入会・退会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申請書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のもの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

付則

ただし、高大生が運営に関わる場合においては、会費を免除する。

(会員の資格の喪失)

第8条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条

会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

付則

ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の理由により、企画自体を中止とした場合は、返還を可能とする。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条

本会には、次の役員を置く。

(1) 代表 1名、副代表 1名、会計 1名

(2) 監事 1名

(選任等)

第13条

役員を選出は、総会において選任する。

(職務)

第14条

代表は、本会を代表し、その活動を総理する。

- 2 代表以外の役員は、本会の活動について本会を代表しない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、本会の活動を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員会の活動執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の活動または財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 全号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 役員会の活動執行の状況又は本会の財産状況について、役員に意見を述べ、または役員会の招集を請求すること

(任期等)

第15条

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

役員または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、活動の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 活動上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条

役員報酬は、各項の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その活動を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第19条

本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 活動報告及び活動決算
- (5) 役員を選任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、あるいは電磁的方法により招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

議会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 役員又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条

正会員の表決権は、平等なるものとする

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第29条 議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その
数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は
記名押印をしなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思
表示をしたことにより総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を
記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 役員会

(構成)

第30条

役員会は、役員、必要に応じて運営スタッフをもって構成する。

(権能)

第31条

役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の変更
- (2) 役員の解任に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 役員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって召集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第33条

役員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日

以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条

役員会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その決議に加わることができない。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初から活用する備品と活動中に追加した備品
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 活動にともなう収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条

本会の資産は、代表が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第40条

本会の会計は、日本財団のCANPAN書式を原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条

本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条

前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表は役員会の議決を経て、予算成立の日まで前活動年度の予算に順次収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条

予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、規定予算の追加また

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条

本会の事業報告書、活動計算書は、毎活動年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条

本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第46条

本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第47条

本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に関わる成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- 2 前項第1号の事由により本会が開催するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条

本会が解散（合併による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、解散総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第49条

本会が合併しようとするときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条

本会の公告は、電磁的方法で行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条

この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、2019年5月1日から施行する。
- 2 会則決定当初の運営スタッフは、次の通りとする。

代表 五味 美穂子

副代表 浦中 綾子

運営スタッフ 西沢 和宏

運営スタッフ 谷川 一郎

運営スタッフ 山崎 政子

監事 鋤柄 典明

3 会則決定当初の運営スタッフの任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、施行の日から2020年1月31日までとする。

4 本会の会費は、次に掲げる額とする。

団体正会員 年会費 10,000円

個人正会員 年会費 5,000円

団体賛助会員 年会費 5,000円

個人賛助会員 年会費 3,000円

■ 一般参加者年会費 1人当たり（大人（中学生以上））2,500円、（子ども）1,500円

※ 飛び入り参加費 1人当たり（大人、子ども共通）500円

変更記録

2020年1月 参加費改訂

■ 一般参加者年会費 1人当たり（大人（中学生以上））3,000円、（子ども）2,000円

2020年5月 第3章 第11条 へ付則を設定

理由：2020年度全活動中止に伴う参加費返金に対応するため。

2022年1月 第3章 第7条 へ付則を設定

理由：高大生の参加ハードルを引き下げるため。